

令和4年度八幡浜市特定健康診査受診率向上事業に係る プロポーザル実施要領

1 事業の目的

本市は国民健康保険被保険者の特定健康診査受診率向上を図ることで、健康寿命の延伸と医療費の適正化を推進するために令和4年度の受診率を55.0%とすることを旨とする。

本実施要領は、受診率の目標達成に向けた未受診者の分析及び効果的な受診勧奨を行うために必要な事務作業等の業務委託について、公募型プロポーザル方式による選定手続きを定めるものである。

2 業務名

令和4年度八幡浜市特定健康診査受診率向上事業業務

3 業務内容

別紙、「令和4年度八幡浜市特定健康診査受診率向上事業業務委託仕様書」のとおり。

4 委託期間

別紙、仕様書のとおり。

5 委託予定額（上限額）

5,288,800円（税込）

6 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 八幡浜市に入札参加資格の届出があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをした者ではないこと。同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた民間企業等でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをした者でないこと。同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた民間企業等でないこと。
- (5) 過去5年以内に八幡浜市若しくは国又は他の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- (7) 市税（八幡浜市が賦課徴収するものに限る。）、消費税及び地方消費税、所得税並びに法人税を滞納していないこと。
- (8) 日本国内に、本社又は営業所を有すること。
- (9) 市との円滑・迅速な業務遂行を行うことができる体制を有していること。

- (10) 類似の受診勧奨業務について実績があること。
- (11) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくは同協会が認定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を取得しているか、JAPHIC（ジャフィック）マークを付与されている又は ISO/IEC27001 の認定を 2 年以上継続して、現在も保有していること。

7 提案内容

上記委託予定額の範囲内で事業の目標達成に資する内容とした提案とすること。

(1) 受診勧奨事業

- ア 未受診者の分析
未受診者のパターン整理とその理由
- イ 受診勧奨の内容
整理した未受診者のパターンに応じた受診勧奨の内容
- ウ 受診率向上に繋がる工夫
その他、受診に繋がる工夫
- エ 勧奨結果の効果検証
次年度の受診勧奨に向けた効果の検証及び分析
- オ 類似事業の実績
類似する事業の実績

(2) 費用

積算根拠の妥当性及び費用対効果

8 参加手続き

(1) 参加申込書等の提出

① 提出書類

- ア 参加申込書（様式第 1 号）
- イ 誓約書（様式第 2 号）
- ウ 企業概要（様式第 3 号）
※次の書類を添付すること。
 - ・ 商業登記簿謄本又は事業所証明書（写し可）
 - ・ 印鑑証明書（写し可）
- エ 納税証明書又は未納の税額がないことの証明（写し可）
- オ 業務実績書（様式第 4 号）

② 提出期限

令和 4 年 5 月 20 日（金）17 時 15 分まで ※必着

③ 提出場所

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目 1 番 1 号
八幡浜市役所
市民福祉部市民課 国保係
電話（0894）22-3133（直通）

④ 提出方法

郵送又は持参とする。

(2) 実施要領及び仕様書に関する質問

① 提出方法

質問書（様式第5号）に記入のうえ、電子メールにより送付すること。
電子メールの件名を「プロポーザル質問書」とすること。

② 提出先

八幡浜市役所
市民福祉部市民課 国保係
E-Mail tokutei-kensin@city.yawatahama.ehime.jp

③ 提出期限

令和4年5月13日（金）17時15分まで ※必着

④ 回 答

令和4年5月18日（水）17時15分までに市ホームページに掲載する。

(3) 辞退について

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出すること。

提出期限 令和4年5月27日（金）17時15分まで ※必着

(4) 企画提案書等の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（様式は任意） 6部

イ 見積書（様式は任意） 1部

※ 費用の内訳が分かるように明細を記載すること。（押印省略可）

② 提出期限

令和4年5月27日（金）17時15分まで ※必着

③ 提出場所

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市役所
市民福祉部市民課 国保係
電話（0894）22-3133（直通）

④ 提出方法

郵送又は持参とする。

9 契約候補者の選定方法

(1) 契約候補者は、別に定める八幡浜市国保保健指導事業（特定健康診査受診率向上事業）プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の評価に基づき市長が決定する。委員会の委員から企画提案書等への質問事項等は、事前に取りまとめ照会を行う。

なお、委員会は非公開とする。

(2) 契約候補者の評価は、別紙「選定基準」に基づき提案内容及び見積書の審査により行う。

(3) 契約候補者選定の結果、評価点の合計が最も高い者を契約候補者とし、随意契約の協議を行う。ただし、協議の結果、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から

順に協議を行うこととする。

- (4) 評価点の合計が同点の場合は、見積金額の低い提案者を選定することとする。
- (5) 参加者が1者のみであっても本プロポーザルを実施する。
- (6) 選定結果は、速やかに参加者に文書で通知する。なお、電話等による結果の問い合わせは受け付けない。

10 日程

(1) 公告	令和4年5月 6日 (金)
(2) 質問書の提出期限	令和4年5月13日 (金) 17時15分まで
(3) 質問書への回答	令和4年5月18日 (水) 17時15分まで
(4) 参加申込書等の提出期限	令和4年5月20日 (金) 17時15分まで
(5) 企画提案書等の提出期限	令和4年5月27日 (金) 17時15分まで
(6) 第1回プロポーザル審査委員会	令和4年6月 3日 (金)
(7) 第2回プロポーザル審査委員会 候補者の評価・選定	令和4年6月10日 (金)
(8) 候補者の決定通知	令和4年6月10日 (金)
(9) 契約締結 (予定)	令和4年6月24日 (金)

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

12 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る諸経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された参加申込書及び企画提案書等資料の追加、訂正、変更は認めない。
- (4) 企画提案書等作成のため交付した一切の書類は、他の目的のために使用することを禁止する。

13 担当部署

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市役所

市民福祉部市民課 国保係

電話 (0894) 22-3133 (直通)

E-Mail tokutei-kensin@city.yawahama.ehime.jp

(別紙)

令和4年度八幡浜市特定健康診査受診率向上事業
プロポーザル選定基準

評価項目	評価内容	配点				
		良い	やや良い	普通	やや不十分	不十分
(1) 未受診者の分析	未受診者の分析とその理由は、事業の目的達成に向けて効果的な内容か	2.5	2.0	1.5	1.0	5
(2) 受診勧奨の内容	受診勧奨の内容は、効果的な内容となっているか	2.5	2.0	1.5	1.0	5
(3) 受診率向上に繋がる工夫	上記(1)(2)に関連して、事業者の強み等を生かした受診率向上に繋がる工夫であるか	2.0	1.6	1.2	8	4
(4) 勧奨結果の効果検証	次年度の受診勧奨に向けた効果の検証及び分析内容となっているか	1.0	8	6	4	2
(5) 類似事業の実績	特定健診受診率向上事業について十分な実績があるか	1.0	8	6	4	2
(6) 費用	見積額及び積算根拠は妥当か 費用対効果は適切か	1.0	8	6	4	2
合 計		10.0	8.0	6.0	4.0	2.0